



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、平成26年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

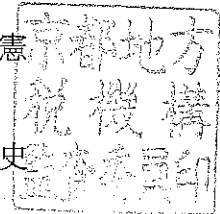
平成27年2月23日

京都地方税機構監査委員

谷 明 憲

同

北 村 吉 史



なお、監査執行者は次のとおりである。

監査委員	執 行 期 間
谷 明憲	平成26年11月12日から平成26年12月18日まで

# 平成26年度京都地方税機構定期監査結果報告書

## 1 監査の対象

平成26年度における定期監査については、京都地方税機構の全所属、事務局3課及び全9地方事務所の計12箇所について監査を執行した。

## 2 監査の期間

事務局総務課、業務課及び法人税務課	平成26年12月9日、10日、11日及び18日
京都東地方事務所	平成26年11月12日
京都西地方事務所	平成26年12月8日
京都南地方事務所	平成26年11月18日
相楽地方事務所	平成26年12月1日
山城中部地方事務所	平成26年12月3日
乙訓地方事務所	平成26年11月28日
中部地方事務所	平成26年11月26日
中丹地方事務所	平成26年12月5日
丹後地方事務所	平成26年11月20日

## 3 監査の範囲

平成25年度及び監査執行日までに執行された平成26年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

## 4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

## 5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。

- (4) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

## 6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、次のとおり改善を要する事項が認められた。

- (1) 会計公所長及び出納員の引継ぎが文書により行われていない事例が認められた。  
(京都南地方事務所)
- (2) 資金前渡受払簿が作成されていない事例が認められた。(中部地方事務所、丹後地方事務所)
- (3) 納付委託整理簿について、領収証書の交付日が未記入のまま完結されていない事例(相楽地方事務所、乙訓地方事務所)、検印のない事例が認められた。(業務課、山城中部地方事務所)
- (4) 公印押印の際に、公印審査が行われていない事例が認められた。(京都南地方事務所、乙訓地方事務所、中部地方事務所、中丹地方事務所)

## 7 要 望

今回の監査では、出納事務や公印の押印手続きに不備が認められたが、税の徴収を取り扱う京都地方税機構においては、その事務処理について、一層の適正化・厳格化を徹底することが求められている。

については、各地方事務所においては出納員を中心に厳格な事務処理を徹底するとともに、本部事務局が、各業務について、地方事務所に対して適切に指導・監督するよう要望する。